

# 長期優良住宅普及促進事業について

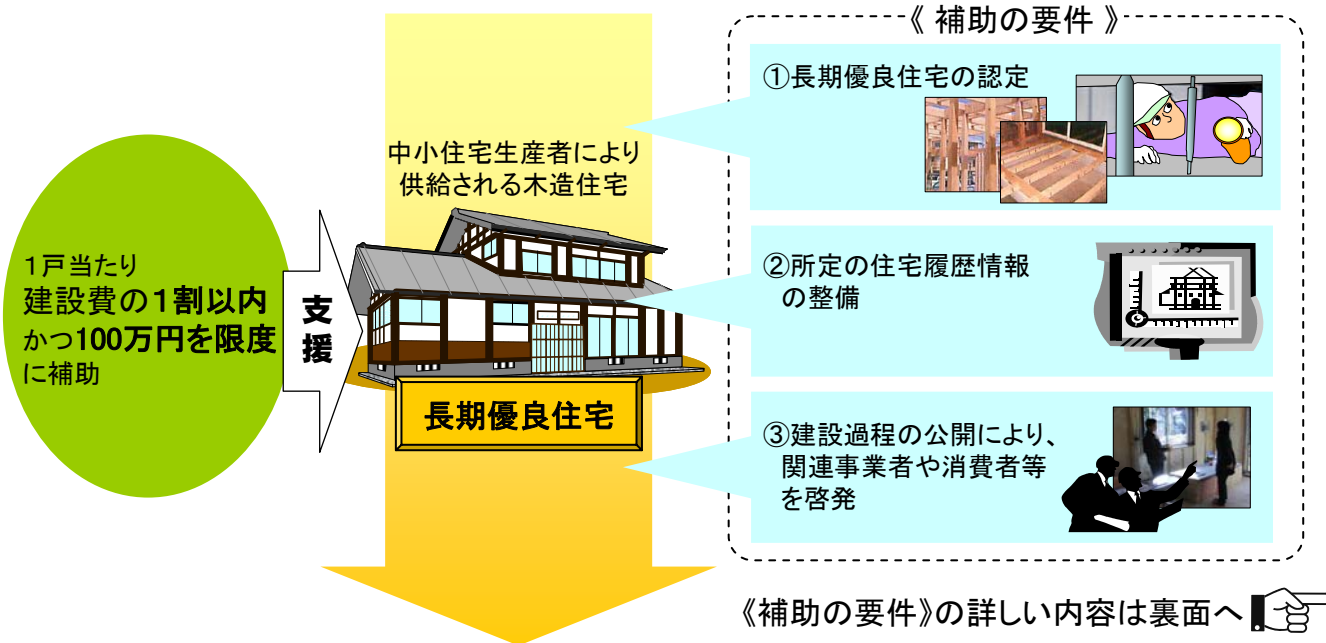
「長期優良住宅普及促進事業」とは

「長期優良住宅普及促進事業」は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅(一定の長期優良住宅)への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業です。

## 事業の内容

下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います。  
(平成21年度中に竣工することが条件となります。)

長期優良住宅法の施行(H21.6.4)



中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進

## 補助を受ける者

年間の新築住宅供給戸数50戸程度未満の中小住宅生産者により供給される長期優良住宅の建築主等※

※ 個人、住宅関連事業者、建築主と住宅関連事業者等のグループ、住宅関連事業者等が組織するグループ・団体、地方公共団体が出資する法人 等

注:要件や申込先等、募集の詳細については準備が整い次第、国土交通省ホームページにおいてお知らせします。(5月下旬～6月上旬頃募集開始予定)

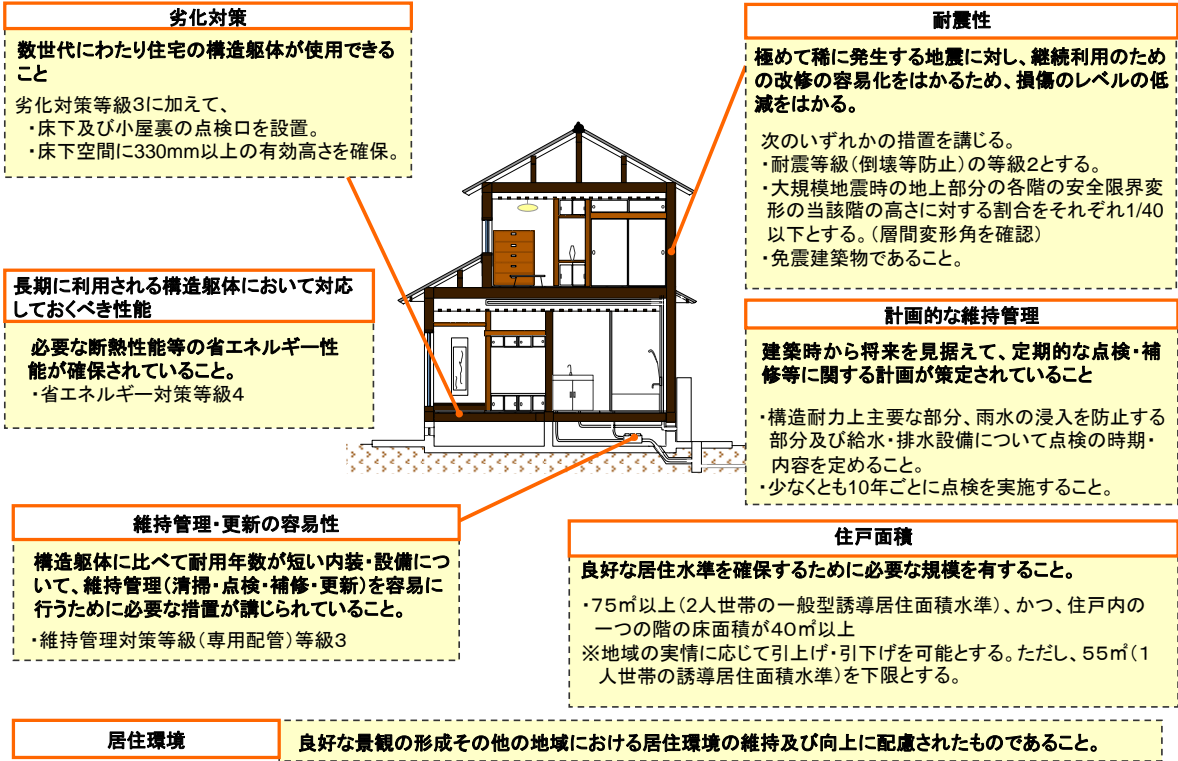
<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/mokuzou.top.html>

【お問い合わせ】国土交通省住宅局木造住宅振興室 (電話)03-5253-8111(代)

## 要件① 長期優良住宅の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること

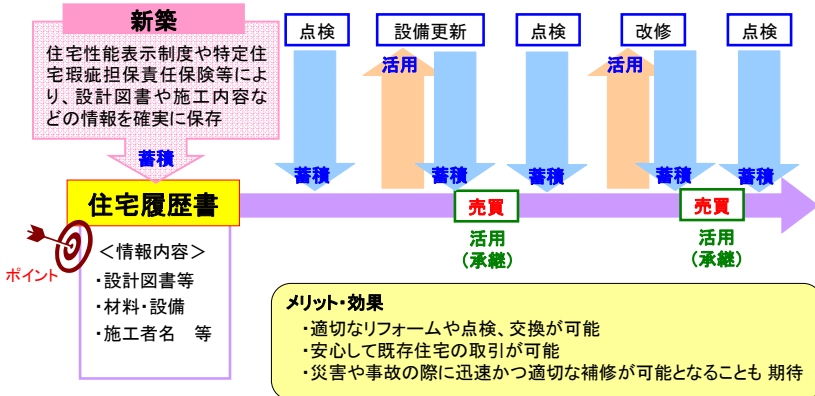
### ■ 長期優良住宅認定基準のイメージ(木造戸建住宅)



長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。  
[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

## 要件② 住宅履歴情報の整備

住宅の完成時に住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html)

## 要件③ 建設過程の公開

住宅の棟上げ時等に建設工事の過程を公開するもの



注：本事業は、平成21年度補正予算の成立を前提とするものであり、本資料に記載している内容については、今後変更することがあります。